

第 2 2 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

第 1 3 条第 3 項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 4 項中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第 5 項中「東京都の職員」の次に「、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 2 8 年東京都条例第 1 9 号）の適用を受ける職員」を、「国家公務員」の次に「並びにこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員」を、「（その他の地方公務員）の次に「及び規則法人の職員」を加え、「在職期間及び」を「在職期間並びに」に、「前各号」を「前各項」に改める。

第 1 9 条ただし書中「他の地方公共団体」の次に「又は規則法人（以下「地方公共団体等」という。）」を加え、「当該地方公共団体の退職手当に関する規定」を「当該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規定」に、「当該地方公共団体における地方公務員」を「当該地方公共団体等の職員」に改める。

付則に次の 1 項を加える。

8 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 8 年足立区条例第 号）付則第 1 0 項の規定により読み替えて準用される付則第 4 項に規定する人事委員会が定めるものに対する第 1 2 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「調整額の額に相当する規

則で定める額)」とあるのは「調整額の額に相当する規則で定める額から1万3,000円（足立区職員の給与に関する条例付則第8項に規定する人事委員会が定めるものに該当する場合は、同項の表の左欄に掲げる年度において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を加算した額。以下この項において「減ずる額」という。）を減じた額）」と、「加えた額とする」とあるのは「加えた額とする。この場合において、減ずる額が調整額の額に相当する規則で定める額以上となるときは、この項の規定による退職手当は支給しない」とする。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（提案理由）

整理退職等の退職手当の額の計算の基礎となる基本給月額に地域手当を加えるとともに、清掃派遣職員の身分切替えに伴い、退職手当の額を調整する必要があるので、この条例案を提出いたします。